



令和3年9月29日

野洲市長 栢木 進 様

野洲市上下水道事業運営委員会
委員長 野 洲 耕

水道料金の改定について（答申）

令和3年7月29日付け、野上第299号で諮問のありましたことについて、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

記

水道は、市民生活や経済活動を支える最も重要なライフラインであり、安全で安定した水道水の永続的な供給が強く望まれる。

野洲市の水道施設は昭和40年度代の高度経済成長期に建設された施設が多く、年月の経過とともに老朽化が進んでおり、計画的な施設更新と地震等の災害に強い施設整備が必要不可欠となっていることを受け、平成29年度に水道料金を約14%の引上げを行い、老朽管の更新や浄水設備の整備が計画的に実施されているところである。

以上のことから、水道料金の改定については、次のとおりとする。

1. 水道料金の改定

- (1) 料金の算定期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とする。
- (2) 水道料金は、現行のままとする。また、令和9年度以降の料金については、再度、適正な水道料金について検証すること。

2. 付帯意見

- (1) 建設改良費や企業債償還金の財源となる損益勘定内部留保資金等の補填財源の確保に努め、安全で安心、かつ安定した水道水を供給するため、老朽管の更新及び水源地施設等の更新を計画的に実施すること。
- (2) 水道事業は、独立採算を基本とする公営企業であることから、より一層の経費節減等の企業努力に努め、業務の効率化を積極的に推進すること。
- (3) 水道事業の現状や将来的な課題について、市民に情報を発信し、共有を図りながら事業の推進に努めること。